

JASTPRO 394

貿易手続簡易化のために
2011-07

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(4) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACT 勧告第12号の改正案:
海上運送書類に関わる手続簡素化のための方策(2/2) 13
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 20

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事1. 貿易慣習の諸問題(4)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

4. バラ積み貨物の買主に対する救済

4.1 所有権移転に起因する問題

4.1.1 1992年海上物品運送法の定義

イギリスの1855年船荷証券法(Bills of Lading Act 1855)は、運送契約の当事者だけが、契約にもとづいて、訴えるまたは訴えられるという、コモン・ローの原則に対する救済策であるとされました。しかし、同法の規定により、海上物品運送契約にもとづいて物品の引渡を受けた者は、物品の所有権が移転する前に、その物品に生じた滅失・損傷に対して、船荷証券にもとづいて運送人に損害賠償を求める訴訟を起こすことができませんでした。これは、特にバラ積み貨物の一部分をなす物品の売買にとって深刻な問題で、SGA第16条の規定が物品の確定する前の所有権移転を妨げているからです。その結果、買主は、たとえ物品の代金を支払い、船荷証券を取得しても、運送中に生じた滅失・損傷に対して、運送人を訴えることができませんでした。この問題は、1992年海上物品運送法(the Carriage of Goods by Sea Act 1992)の第2条に、船荷証券の合法的な所持人は訴権を有する旨が規定されて、解決しました。同法は、運送契約にもとづいて運送人を訴える前提条件としての「物品の所有権移転」をなくしました。しかし、SGA第16条に起因する若干の問題が未解決です。

4.1.2 荷渡指図書と引換に支払った買主の保護

本誌ですでに所有権の移転について説明しましたが¹、これはCIF契約において重要な問題です。SGA第20条の規定では、原則として危険は所有権に伴って移転することになっていますが、CIF契約にこの規定が適用されることは殆どないことを説明しました。CIF契約では、船積書類による象徴的引渡が行われるので、船積後に生じる滅失または損傷については、買主が保険証券により保険者に、または船荷証券にもとづいて運送人に損害賠償の請求を行います。20世紀に入り、世界経済の発展と通信・運送技術の進歩を背景として、大型化した船舶により大量のバラ積み貨物の運送が可能になると、海上運送中の既積品の全部または一部分の物品をCIF条件で他に転売する取引が増えてきます。全部を転売する場合には、船荷証券を裏書きし、これを引渡すことができますが、一部分の物品の場合には、荷渡指図書を購買者(purchaser)に引渡すことが行われます。このようなCIF契約において、買主が荷渡指図書と引換に代金を

1 拙稿「12. CIF契約における所有権と危険の移転」『JASTPRO』390号(2011-03)、1-12頁。

支払った後、売主が倒産した場合、所有権の移転がないので、積荷は破産管財人の占有に移され、買主は無担保債権者 (unsecured creditor) となり、他の一般債権者と同じに扱われることになります。また、船舶が沈没し、積荷が滅失した場合、物品の充当がなされないので、保険者または運送人に対する求償が認められないという問題が生じます。そこで、バラ積み貨物の一部分である物品の売買契約における所有権の移転と買主の救済に関する問題を取上げたいと思います。

4.2 バラ積み貨物の一部分である物品の売買契約

4.2.1 分離されるまで確定しない

大量のバラ積み貨物の一部分である物品の売買契約の場合、その物品が貨物全体のどの部分であるかが特定されていないとき、これが確定するまでは所有権が移転することはありません。Gillett v. Hill 事件²において、Bayley 判事は次のように述べています。

「大量の数量の中から或る一定数量の物品が売買され、売主が契約に合致する物品をその中から選択して引渡す権利を有する場合には、売主がこのような選択を行うまでは物品の所有権は移転しないのであり、また、これがなされるまでは動産侵害訴訟 (trover) を提起できない。例えば、私が18トンのオイルの中から10トンのオイルを売る契約を結んだ場合、私が10トンを選択するまでは、全体の中のどの部分の10トンを引渡す契約を結んだのか、誰にも分からない。すなわち、全体から分離がなされるまでは、目的物の特定はないのである。」

このように、物品の特定がバラ積み貨物全体の中から数量・重量・容積の測定などの方法で、売主によって分離される場合には、このような分離が行われるまで所有権は移転できません³。同様に、分離する権限が買主または第三者にある場合も⁴、このような権限が行使されるまで、所有権は移転しないと考えられます。また、物品は、バラ積みされている貨物が少しずつ転売されることにより、最後に残った部分が契約の目的物として確定されることがあり得ます。Wait and James v. Midland Bank⁵ 事件において、特定の倉庫に保管されていた850クォーターの小麦の中から、一部分の小麦が数人の購買者に売られて搬出され、最後に残った在庫の小麦が当該事件に関わる契約の目的物であると判示されました。売主が所有する大量のバラ積み貨物の一部分である物品をAに、残りをBに売る契約を結び、このバラ積み貨物全体の権利を手放す場合、共同所有者としてのAとBに移転するか否かは議論の余地があります。Inglis v. Stock 事件⁶およびSterns Ltd. v. Vickers 事件⁷はこのような問題に関連しますが、いずれも危険の移

2 Gillett v. Hill (1834) 2 C.& M. 530, at p.534.

3 脚注17に掲げた判例を参照。

4 Healy v. Howlett & Sons [1917] 1 K.B. 337; Sterns Ltd. v. Vickers [1923] 1 K.B. 78.

5 Wait and James v. Midland Bank (1926) 31 Com.Cas. 172.

6 Inglis v. Stock (1885) 10 App.Cas. 263.

7 Sterns Ltd. v. Vickers, supra.

転が問題にされました。また、共同所有者への権利移転が認められなかった判例もあります⁸。

4.2.2 Re Wait 事件

Re Wait 事件⁹の概要は次のとおりです。1925年11月20日付のCIF契約により、Waitは、12月中にオレゴンでChallenger号に船積される予定の“Western White”銘柄の小麦1,000トンを経営者の商人(売主)から買う契約を結び、その翌日、11月21日付のCIF契約により、Waitは、この積荷の一部分である500トンの小麦を購買者(sub-purchaser)に転売する契約を結びました。小麦は12月21日、オレゴンでバラ積みされ(shipped in bulk)、1,000トンの小麦に関する船荷証券が作成され、Waitに郵送されました。Waitは書類を1926年1月4日に受取りました。最初の契約の代金支払期日は2月6日(一覧後30日条件)となっていたので、購買者との契約で、購買者に対して2月5日までに500トンの小麦の代金を支払うことを要求していました。購買者は、船荷証券その他の運送書類をまったく受取っておらず、また500トンの小麦がまだ契約に充当されていないにもかかわらず、インボイスと引換に500トン分の小麦の代金を小切手でWaitに支払いました。Waitは、この小切手を銀行で換金し、また1,000トンの小麦の船荷証券を担保に銀行から融資を受けましたが、船舶が到着する前に倒産しました。破産管財人は、銀行から船荷証券を買い戻し、1,000トンの小麦全部を保持する権利を主張し、購買者には、破産による一般債権者としての救済を請求するよう要求しました。他方、購買者は、1893年のSGA第52条の規定にもとづいて、500トンの小麦の特定履行(specific performance)または支払った代金の返還、もしくは、到着した500トンの小麦について受益権(beneficial interest)を有するので、代金の返還を確保するため、1,000トンの小麦について留置権(lien)を主張しました。控訴裁判所は、①500トンの小麦は特定物または確定物でないので、売買契約の特定履行は認められない。また、②1,000トンの小麦の中のどの部分の500トンを引渡す義務があるのか、まだ500トンの小麦の充当ないし特定がなされていないので、これに関する受益権または留置権を購買者に認めるようなエクイティ上の譲渡はない、という理由にもとづいて、購買者の請求を棄却しました。

4.3 制定法による所有権移転

4.3.1 SGA第16条の規定

SGA第16条は、「不特定物の売買に関する契約の場合には、物品が確定しないかぎり、そして確定するまで、その所有権は買主に移転しない」と規定しています。この原則は、ローマ法に認められたもので、イギリスのコモン・ローでも古くから確認されていました。SGAの制定以前には、1872年のHeilbutt v. Hickson事件¹⁰において、Bovill判事は、「未履行売買契約にお

8 *Healy v. Howlett & Sons, supra; Laurie & Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 223.

9 *Re Wait* [1927] 1 Ch. 606.

10 *Heilbutt v. Hickson* (1872) L.R. 7 C.P. 438, at p.449.

いて、契約成立の際に物品が未確定であるか、またはまだ存在していないときは、その所有権が買主に移転しないことは当然であるが、後日、売主が物品を選定して買主の需要に充当し、買主がこれを了承した場合には、所有権の移転について売買の際に物品が確定している売買契約に極めて類似し、所有権は買主に移転するものと解すべきである」と述べています。1907年のHayman & Son v. McLintock事件¹¹において、小麦粉200袋を倉庫に蔵置するAが、その中の50袋をBに売る契約を結び、荷渡指図書と引換に代金を受領しました。Bは倉庫へ行き、荷渡指図書を提示して、これと引換に倉庫証券を受取りました。その後、Aが倒産したので、Bは倉庫内にある小麦粉50袋の引渡を請求しましたが、契約に定めた50袋が確定されていないので、倉庫内の何れの袋の所有権もBに移転しておらず、したがって、Aの破産管財人が小麦粉200袋全部を要求する権利があると判示されました。

4.3.2 特定物と不特定物

SGA第16条は、「不特定物の所有権は移転し得ない」ことを明確に規定しているのであって、物品が確定された時、即ち確定物(ascertained goods)になったら所有権が移転することを述べているものではありません。確定物の所有権は、当事者の意思にしたがって移転します(SGA第17条)。SGAは、物品を特定物(specific goods)と不特定物(unascertained goods)に分類しています。SGA第61条第1項の定義で、「特定物とは、契約成立時に、特定(identified)かつ合意(agreed)された物品をいう」と規定していますが、不特定物については定義がありません。しかし、特定物の定義から、「契約成立時に、特定かつ合意されていない物品」であると推論できます。

4.3.3 特定物の拡大解釈

SGAの定義から、物品は、契約成立時に特定かつ合意された場合を除いて、通常は、特定物ではありません。物品は、契約成立後に契約の目的物として確定されることにより、特定物になりますが、この場合は確定物と呼んでいます。特定物とは、書画・骨董品のような特別の物という意味ではなく、売主が契約上の義務を履行するにあたり、引渡されるべき特別な物品として、当事者の合意によって指定されたものを意味し、これによって個別性が確立するので、これ以上の選択・区別の必要がなくなります。特定物であるためには、例えば、「私の馬屋で飼っている1頭の栗毛の馬」、「私の倉庫に在る10トンの小麦全部」というように、単に言葉で説明されて、当事者により物品が特定かつ合意されるだけで十分です。SGAが制定される以前の判例に、Howell v. Coupland事件¹²があります。売主の所有する農場で収穫される予定の200トンの馬鈴薯を売る契約が特定物の売買であるとみなされ、天候不良により収穫物が80トンしかなかった

11 *Hayman & Son v. McLintock*, 1907 S.C. 936.

12 *Howell v. Coupland* (1876) 1 Q.B.D. 258.

ので、Taylor v. Caldwell 事件¹³の判決にしたがって、契約目的の達成不能 (frustrated) と判示されました。しかし、前述のRe Wait 事件¹⁴において、Lord Atkinは、SGAにおいて使用されている特定物という通常の言葉を広義に解釈することを制限すべきであると判示しました。その結果、特定された大量の物品の中の一部で、まだ確定または充当されていない物品は、これが現存物 (existing goods) であるか、あるいは将来物であるかに関係なく、SGAの定義の範囲外の問題であるとされました。

4.3.4 不特定物の分類

上記のようにSGAは特定物の定義を規定しているので、それ以外はすべて不特定物です。不特定物は次の3つに分類できます。(1) 種類物 (generic goods) で、例えば、「50大樽の砂糖」(50 hogsheads of sugar)¹⁵というように、特に物品の性質・形状などを説明することなく、ただ一般的な種類と数量で表示されます。(2) 将来物 (future goods) で、売買契約の成立後、売主により製造または取得される物品です¹⁶。(3) 特定の大量の物品の一部で、まだ特定されていない物品 (unidentified part of ascertained bulk) で、例えば、「特定の船舶に積載されている1,000トンの小麦 (バラ積み貨物) の一部分である500トンの小麦」(500 tons of wheat out of a bulk cargo of 1,000 tons on board a certain ship)¹⁷がこれに該当します。

4.3.5 特定物と不特定物を区別する意義

特定物と不特定物の区別は、所有権の移転に関連して特に重要です。SGAの規定によると、特定物の所有権は契約が成立した時に買主に移転しますが(第18条第1即)、不特定物の売買に関する契約では、物品が確定しないかぎり、そして確定するまで、所有権は移転できません(SGA第16条)。コモン・ローにおけるこの規則は、物品が確定するまで、占有の移転ができませんので、例えば、受寄者 (bailee) はこのような物品について承認できないのです。また、不特定物に関するほとんどの判例において、売主は留置権 (lien) が可能と思われる場合でも、これが認められないのはおそらく同じ理由によるものと思われる。SGA第52条にもとづいて、裁判

13 Taylor v. Caldwell (1863) 3 B.& S. 826.

14 Re Wait, *supra*.

15 Austen v. Craven (1812) 4 Taunt. 644.

16 SGA 第61条第1項「将来物」の定義。

17 Re Wait, *supra*. 3番目の不特定物に関する判例として、次のものがあります。Wallace v. Breeds (1811) 13 East 522; Busk v. Davis (1814) 2 M.& S. 397; White v. Wilks (1814) 5 Taunt. 176; Shepley v. Davis (1814) 5 Taunt. 617; Gillett v. Hill (1834) 2 C.& M. 530; Swanwick v. Southern (1839) 9 A.& E. 895; Jenkyns v. Usborne (1844) 7 M.& G. 678; Boswell v. Kilborn (1862) 15 Moo.P.C. 309; Campbell v. Mersey Docks and Harbour Board (1863) 14 C.B. (N.S.) 412; Snell v. Heighton (1883) 1 Cab. & Ell. 95; Sharp v. Christmas (1892) 8 T.L.R. 687; R. v. Tideswell [1905] 2 K.B. 273; Hayman & Son v. McLintock, 1907 S.C. 936; Healy v. Howlett & Sons [1917] 1 K.B. 337; Laurie & Morewood v. Dudin & Sons [1926] 1 K.B. 223; National Coal Board v. Gamble [1959] 1 Q.B. 11; Preston v. Albuery [1964] 2 Q.B. 796.

所は、適切であると判断するときは、その裁量により特定物または確定物を引渡すべく、契約の特定履行を判決をもって命じることができますが、一般に、制定法でもまたエクイティ上の原則によっても、不特定物の売買に関する契約の特定履行を命じる権限はありません¹⁸。さらに、SGA 第6条および第7条は、それぞれ契約の目的物が売買契約の成立前と成立後に滅失した場合について規定していますが、いずれも特定物についてのみ適用されます。

4.4 エクイティによる救済

4.4.1 エクイティについて

まず、エクイティについて若干説明したいと思います。12世紀末頃から、イギリスでは、人民間訴訟裁判所 (Court of Common Plea)、王座裁判所 (Court of King's Bench) および財務府裁判所 (Court of Exchequer) という3つのコモン・ロー裁判所が設けられて、コモン・ローの法体系が形成されてきました。その特徴は、陪審審理を用いること、金銭賠償による救済を原則とすることでした。コモン・ロー上の訴訟の手續が厳格かつ定型化して新たな需要に対応し得なくなったので、14世紀から15世紀にかけて、コモン・ローでは救済を受けられない者に対して、大法官 (Lord Chancellor) がエクイティ (正義・衡平) の見地から、個別的に裁量で救済を与えるようになりました。15世紀以降、エクイティはコモン・ローと並ぶひとつの独立した法体系とみられるようになりました。イングランドでは、大法官裁判所 (Court of Chancery) がエクイティを司り、コモン・ローと同じように先例を尊重して裁判するものとなりました。エクイティの分野として発達したものに、信託 (trust)、特定履行 (specific performance)、差止命令 (injunction) などがあります。イギリスでは、長年にわたりコモン・ローとエクイティは別々の裁判所で運用されてきましたが、最高法院法 (Supreme Court of Judicature Acts 1873 & 1875) により、エクイティ裁判所とコモン・ロー裁判所が融合し、最高法院 (Supreme Court) が形成されました。エクイティ上の規則はすべての裁判所で行われるようになりました。また、コモン・ローとエクイティ上の規則との間に抵触が生じたときは、エクイティ上の規則が優先します¹⁹。

4.4.2 エクイティ上の譲渡

Re Wait 事件は、売買契約にもとづいて、物品のエクイティ上の譲渡 (equitable assignment) が可能であるか否か、換言すれば、SGA 第16条の規定にかかわらず、エクイティ上、所有権が移転し得るか否かという問題を広く喚起しました。この控訴裁判所における多数決による判決は、特定履行は物品売買の場合にはほとんど認められたことがないこと、また不特定物に関して特定履行が認められることはあり得ないという根拠にもとづいて手續が進められました。譲渡されるべき物品が適切に契約の目的物として確定されていないのであるから、エクイティ

18 *Re Wait, supra*.

19 Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act 1925, sections 36-44.

上の目的物として確定されていないので、エクイティ上の譲渡はあり得ないのであり、また、1,000トンの小麦の中のどの部分の500トンが譲渡されたかを明確に言うことができないと判示されました。しかし、Lord Atkin 判事は、物品売買契約にもとづいて、エクイティ上の所有権移転に関する一般的問題をさらに深く考察し、判決理由の中で次のように述べています²⁰。

「問題点を解決しないで、物品売買契約において、SGAの規定に従って所有権が移転するという以外、所有権移転について何も合意していない。すなわち、SGA第17条に定められている、契約の条項、当事者の行為および四囲の状況を考慮して当事者の意思を確定するというところに多くの時間を掛けすぎたと私は考える。イギリスの裁判所において、エクイティの原理およびエクイティ上の救済が認識された時期に、1893年物品売買法が制定され、その第52条に特定履行 (specific performance) が規定されたのである。物品売買契約に関する法律関係 (エクイティならびにコモン・ローにおける法律関係) の全体の枠組みがこの物品売買法の条項に十分に考慮されていると思われる。商人のための様々な法律上の権利に関する精緻な規則の体系を作っても、同時に、厳密に検討して制定した本法典の条項に規定されている諸権利の代りに、これと抵触する、それよりも広義の、そして以前から存在していた法律上の権利 — すなわち、エクイティ上の権利 — に救済を委ねる場合には、商人のために意図して制定された法典において、これらの規定が役立たぬものになってしまう。」

4.4.3 将来物の売買に適用されない

エクイティ上、受益利益 (beneficial interest) の移転について、所定の方式による譲渡または占有の移転は必要ではありません。有価約因 (valuable consideration) による契約は、所有権を移転する旨の合意がなされていれば、直ちに物品の受益利益またはエクイティ上の権原を譲受人に移転させることができます²¹。けれども、契約が成立した時、この合意に関する目的物がまだ存在していないか、または譲渡人がまだこれを所有していない場合、すなわち将来物の場合には、即時に受益利益の移転はあり得ません。後日、譲渡人が契約に定めたものと同じであると確認できる物品を取得したときは、譲受人のためにエクイティ上の財産権 (equitable interest) が直ちにこの物品に付与することになります。換言すると、譲渡人はそこで、譲受人に対して、財産の受託者 (trustee) になり、譲受人の権利は、善意有償の購買者を除いて、いかなる者にも優先することになります。後日取得される財産にこの原則が適用されたリーディング・ケースは、1862年に貴族院 (House of Lords) で判決された *Holroyd v. Marshall* 事件です²²。この事件で、ある者が自分の紡績工場にある動産 (chattels) を譲渡抵当する際に、抵当物として追加さ

20 *Re Wait, supra*, at pp.635-636.

21 *Holroyd v. Marshall* (1862) 10 H.L.Cas. 191; *Collyer v. Isaacs* (1881) 19 Ch.D. 342; *Re Clarke* (1887) 36 Ch.D. 348; *Tailby v. Official Receiver* (1888) 13 App.Cas. 523.

22 *Holroyd v. Marshall, supra*.

れるすべての動産または差し替える動産は譲渡抵当権に拘束される旨の誓約をしました。この事件において、工場に設置された新しい機械は直ちに譲渡抵当権者 (mortgagee) に帰属し、いずれの当事者も何らの行為を要しないと判示されました。エクイティ上の規則では、譲渡の方法は重要でなく、当事者の意思が明確で、対価が支払われ、財産権が確認され、特定されうるような性質で、説明しうることを条件とします。さらに、将来物についても、有償で、即時の譲渡を意図する場合には、エクイティ上の規則が適用されるとみなされます。原則として、この規則は一般に、物品および債権を含む動産および不動産など、あらゆる種類の財産に適用することができます。しかし、現在は、Re Wait 事件における判決の結果、将来物の売買についてこの規則の適用は特別に制限されています²³。

4.5 特定履行

4.5.1 SGA 制定以前の特定履行

SGA 第52条が設けられる前は、特定履行はエクイティ上の救済として行われていたので、裁判所は同条を適用する場合の指針として、エクイティ裁判所の判例を参考として利用しました。Re Wait 事件において²⁴、Atkin 判事は、SGA の制定後、物品売買契約に関する特定履行による救済は制定法に基づく救済のみであると述べています。裁判所が特定履行を命じるときは、売主に対して運送差止権による物品の占有回復を認めるのと同様に、買主に対して物品それ自体を受理させるのです。売買契約の当事者は、契約に従ってそれぞれの義務を履行することを命じられるという意味で、特定履行の命令は、売主側に代金支払請求を認める救済と対照的に、買主側の救済です。

4.5.2 SGA 第52条の規定

SGA 第52条は、買主の救済として、次のように特定履行を規定しています。「特定物または契約成立後に確定された物品(確定物)の引渡債務不履行に対する訴訟においては、裁判所は適当と認める場合には、原告の請求にもとづいて被告に対して損害を賠償して物品を自己のもとに留置する事由を許さず、契約どおり履行すべきことを判決をもって命ずることができる。この判決を無条件のものとするか、あるいは損害賠償、代金支払その他の条件付のものとするかは裁判所の適当と認めるところに従う。原告は、判決前に何時でも上記の請求を行うことができる。」イングランドでは、1854年のCommon Law Procedure Act以前には、特定履行はエクイティ裁判所において例外的に許されたものでしたが、スコットランドでは、これをspecific implementと称して、むしろ通常の救済方法としました。特定履行とは、契約上の義務の現実的な履行をいいます。コモン・ロー裁判所の救済が適切かつ十分でない場合において、これを補う趣旨をもつ

23 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.66.

24 *Re Wait*, *supra*, at p.630.

て、エクイティ裁判所が与えたことに始まる救済方法です。

4.5.3 特定履行の要件

古くからの判例を集約すると、特定履行をするには、次の3つの要件を備えることを要します。(1) 契約が有償対価(約因; valuable consideration)にもとづくものであること。すなわち、例えば、履行義務が単に道徳的なものである場合には、この救済を与えることはありません。(2) 契約の相互強制(mutual enforcement)が実施可能であること。例えば、夫が妻の所有する土地を譲渡しようとする契約は、妻の意思に反する理由で強制できない場合があるので、裁判所は必ずしもこれを実行可能な契約とみなさず、このような場合には特定履行を命ずることはしません。(3) 定められたものと全く同じものを強制(enforcement in specie)すること。すなわち、契約上の義務をそのままに履行させることが原告にとって真に必要であり、かつ被告に対して圧制にならない場合であることを要します。特定履行は元来、不動産の売買または賃貸の契約に対してのみ与えられたもので、動産の売買の場合には、被害者は市場において同種の物品を得ることができるのであるから、このような救済を与える必要がないとされましたが、SGAの制定により、動産の売買にも裁判所の裁量と被害者の請求とによりこれを認めることになったのです。

4.6 特定履行が適用されうる物品

4.6.1 買主にとって特別な物

SGAの制定以前は、特定履行に関するエクイティ上の救済は、自由裁量によって行われており、SGA第52条でも「裁判所は、適当と認める場合には...云々」と規定して、裁判所に広い裁量を認めています。しかし、エクイティ裁判所は、買主の損害が十分に救済できる市場がある場合には、市場で一般に調達できるような商品の売買契約には特定履行の命令を判決することはありませんでした。SGA制定以前では、特定履行の命令は、宝石²⁵、陶磁器²⁶、旧ウエストミンスター橋の一部であった石片²⁷、あるいは、(特にユニークなものではないが)原告にとって特別の価値がある物²⁸といった希少なまたはユニークな物について売主に引渡を命じています。SGAの制定後においても同様です。例えば、Behnke v. Bede Shipping Co. Ltd. 事件²⁹では、船舶がSGA第52条に規定する特定の物品に該当すると判示されました。Wright判事は、この船舶が買主にとって特別にユニークな価値のあるもので、買主はこの船舶と比較し得るものが他にないと考えていると説明しています。また、有名な建築家のデザインによる装飾扉の特定引渡を命じた判例があります³⁰。しかし、物品が極めて普通の種類のものであり、同様の物品が他

25 *Pearne v. Lisle* (1749) Amb. 75.

26 *Falcke v. Gray* (1859) 4 Drew 651.

27 *Thorn v. Commissioners of Public Works* (1863) 32 Beav. 490.

28 *North v. Great Northern Ry.* (1860) 2 Giff. 64.

29 *Behnke v. Bede Shipping Co. Ltd.* [1927] 1 K.B. 649.

30 *Phillips v. Lamdin* [1940] 2 K.B. 33.

では入手できないという意味で「特別な物」でない場合には、裁判所が特定履行を認めることはありません。

4.6.2 特定物または確定物

SGA 第52条は、特定履行の命令ができるのは、売主によって引渡されるべき物品が特定物または確定物である場合だけであると規定しています。特定物の定義はSGA 第61条第1項に規定されています。Re Wait 事件において³¹、Atkin 判事は、「確定物とは、売買契約の成立後に、合意に従って特定された物品を意味する」と述べています。他の判例では、SGA 第52条における「確定」とは物品の個別化 (individuality) を行う何らかの方法が明確にされる必要があり、これがなされた時に物品が確定されたことになるというルールが示されました³²。この事件で、“10 bales of Hessian bags”の売買契約において、契約成立後、売主が買主に送付したインボイスに記載された、“ten out of a particular parcel of 45 bags”という文言はSGA 第52条に規定する物品の確定として不十分であると判示されました。Re Wait 事件で、ひとりの判事は、「特定物とは、契約成立時に、ある特定の場所に置かれていて、契約の目的物として特定されかつ確認された物品である」と述べています³³。そこで、特定の船舶に積載されている確定された大量のバラ積み貨物は確定物ですが、その一部分でまだ分離されていない物品は、SGA 第52条にいう確定物ではないと述べられました。

4.6.3 貿易金融制度に支障がある場合は認められない

Re Wait 事件では、購買者は特定履行を請求する訴訟を行いました。特定された1,000トンの小麦の中の500トンの小麦は特定物または確定物でないため、SGA 第52条の規定は適用されずとして、特定履行は認められませんでした。そこで、購買者は、特定履行に代えて、破産管財人が管理している1,000トンの小麦のうち、500トンの小麦については、エクイティ上の譲渡がなされたので、購買者に受益利益またはエクイティ上の留置権 (先取特権) がある旨の意見を述べました。しかし、この請求は控訴裁判所で多数決により棄却されました。Lord Hanworth は³⁴、Holroyd v. Marshall 事件³⁵で判示された原則にもとづいて、物品が契約に従って特定されない限り、エクイティ上の規則は適用されない旨の意見を述べました。しかし、Lord Atkin は、請願されたエクイティ上の損害賠償は本事件においても認められないのであり、このような救済を承認することは、「物品売買および銀行の業務に深刻な支障をもたらすおそれがある」と述べています³⁶。

31 *Re Wait, supra*, at p.630.

32 *Thames Sack and Bag Co. Ltd. v. Knowles & Co. Ltd.* (1918) 88 L.J.K.B. 585, at p.588.

33 *Re Wait, supra*, at p.618.

34 *Ibid.*, at pp.617 et seq.

35 *Holroyd v. Marshall* (1862) 10 H.L.Cas. 191.

36 *Re Wait, supra*, at pp.629-630.

4.7 貿易取引条件と特定履行

4.7.1 CIF 契約の場合

SGA 第52条にもとづいて、裁判所は、特定物または確定物を引渡す契約の違反に対するすべての訴訟において、裁量により特定履行を命じることができます。それは、売主の代金支払請求の訴訟に対応するもので、買主に物品引渡請求権を与えるものです。また、それは、売主の物品に対する運送差止権に対応するもので、特定履行の命令により、買主は物品を取得する権利が与えられます。買主が代金を前払い、売主が倒産した場合、特定履行の命令の効果は、物品の所有権が買主に移転していなくても、他の債権者に対して、売主の財産の中から物品を先取する特権を与えます。この点が、CIF 契約に関連して問題になります。Re Wait 事件において、買主は、CIF Bristol 条件で、1,000トンのバラ積み貨物（小麦）の中から500トンの小麦を購入する契約を結び、契約による義務でないにもかかわらず、インボイスと引換に代金を支払いました。売主は1,000トンの小麦に関する船荷証券を担保にして、銀行から資金を前借しましたが、この小麦を積載した船舶がBristolに到着する前に倒産しました。買主は500トンの小麦を確保するために代金を前払いしたのであるから、積荷の中から500トンの小麦について特定履行を請求する訴訟を提起しました。控訴裁判所は、売主が倒産した時、1,000トンのバラ積み貨物の中から、買主の購入した500トンの小麦がまだ分離されておらず、したがって、SGA 第52条に規定する特定物または確定物でなかったという理由で、買主の請求を認めませんでした。これが裁判所の拒絶の理由であるなら、もし買主が1,000トンの小麦を全部購入した場合には、特定履行が認められたこととなります。しかし、問題の核心には、船積書類が関連していました。通常の貿易取引の過程において、売主が船積書類を担保にして銀行から資金を前借ります。もし売主が、船荷証券以外の、例えば荷渡指図書、インボイスなどの書類を買主に提供して、船荷証券に関わる積荷の全部または一部分を転売し、その代金を買主から受取った場合に、買主に特定履行を認めることは、現行の貿易金融制度の根幹に重大な影響を与える問題を招くことになりかねません。したがって、Re Wait 事件の場合に、買主がバラ積み貨物全部を購入したか、一部分だけを購入したかということは、特定履行の救済を承認することと全く関係ないことです。また、Lord Hanworthは、この事件において、売主の倒産は、特定履行を認めることと法律上関係がないと述べています³⁷。もし、買主が1,000トンのバラ積み貨物を全部購入し、その代金を支払った場合、買主が代金支払と引換に受理した船積書類の中に船荷証券が含まれていなかったとしても、所有権は買主に移転したと考えられます。所有権が移転した場合、買主は無担保債権者に対し、優先権 (priority) を取得します。しかし、売主が前借りするために船荷証券を銀行に担保として提供した場合、所有権が買主に移転する前であるときは、「自ら持たざる物を与えることはできない」(nemo dat quod non habet) の一般原則によって、銀行が保護

37 Re Wait, *supra*, at p.617.

されます。また、SGA 第25条第1項の規定により、所有権が買主に移転した後で、船荷証券が担保として銀行に提供された場合でも、銀行が善意で行動し、かつ転売について通知を受けていないときは、同様です。

4.7.2 FOB契約の場合

前項で述べたように、特定履行は、船積書類を担保として保持する第三者（銀行）の権利を侵害するおそれがあるので、所有権がまだ移転していない買主に対してこれを認めることは望ましくありません。このような問題は、FOB契約でも生じることが考えられますが、FOB契約の性質と取扱商品の種類を考慮すると、FOB契約において、裁判所が裁量をもって特定履行を命じることはないと思われます。

4.8 所有権移転の規則の見直し

Re Wait事件において、Lord Atkinは、売買契約とは無関係に生じるエクイティ上の権利を防ぐすべは何もないことを強調しました。この事件に関する多数決による判決は、当時、Sir Frederick Pollockにより厳しく批判されましたが³⁸、その後、この問題はイギリスの法曹界で取上げられることはありませんでした³⁹。けれども、1981年のKarlshamns Olje Fabrikery v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi)事件⁴⁰において、Mustill判事は、特定された大量のバラ積み貨物が複数の購買者に分割して転売される場合、個々の売買契約の物品は、これが全体から分離されるまでは不特定物ですが、積荷全部について複数の売買契約の当事者間で並行契約 (parallel contracts) が締結されるとき、(SGA 第16条に規定するように) 物品が確定して、1人の売主から1人の買主へ、または1人の売主から複数の買主に所有権が移転すると判示したことにより、大量のバラ積み貨物の一部分の物品のCIF契約において、荷渡指図書と引換に代金を支払った買主の所有権問題が再び注視されることになりました。しかも、この場合には、物品の充当なしに所有権が移転し得るのです。

(続)

38 (1927) 47 L.Q.R. 293.

39 David M. Sassoon, *C.I.F. and F.O.B. Contracts*, 4th ed., 1995, p.226.

40 *Karlshamns Olje Fabrikery v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi)* [1981] 2 Lloyd's Rep. 679.

記事2. 国連CEFACT 勧告第12号の改正案： 海上運送書類に関わる手続簡素化のための方策(2/2)

平成23年7月7日から8日までジュネーブ国連本部で開催された第17回国連CEFACT総会で、勧告12号の改正が審議・承認されました。

本勧告は、国連CEFACTの前身組織である、欧州経済委員会貿易手続き円滑化作業部会（略称：WP.4）が1979年に採択・公開した勧告を全面的に改定したもので、海上輸送による国際貿易上の重要書類である船荷証券を海上貨物輸送状（Sea waybill）に代替することを各国に推奨するものです。以下、6月号と今月号に分けて和訳を掲載致します。尚、今月号には、第17回国連CEFACT総会に提出した、勧告第12号に係る日本代表団の意見書を併せて掲載しています。

序文	}	第393(6月)号掲載
勧告第12号(本文)		
範囲		
適用分野		
勧告第12号への指針		
序文		
I. 貨物の運送および引渡		
II. 海上運送書類の電子媒体化		
III. 業務要件 — 指図証券性を持つ運送書類の使用		
勧告第12号(a)		
業務要件 — 運送契約		
勧告第12号(b)		
業務要件 — 代金決済と荷為替信用状		
業務要件 — 貿易金融の契約		
代金決済要件 — 指図証券性運送書類の使用		
勧告第12号(c)		
政府の要件 — 指図証券性海上運送書類		
勧告第12号(d)		
国際サプライチェーンのセキュリティ確保		
結論	}	
付属文書：国際標準		

勧告第12号(a)

36. 物品の売主と買主に対して：海上貨物運送状を船荷証券より優先して使用することの利点を正しく認識し、それを能動的かつ積極的に検討すること。ただし輸送中に貨物を売却する意図がある場合、または独自に文書の安全性を確保する明確かつ有効な事由が存在する場合はその限りではない。

業務要件 — 運送契約

37. 物品の運送を手配する当事者は、その託送のためにどのような海上運送書類を選択するかを判断する。書類は、運送契約の結果として運送人(または運送人の代理人)によって発行されるのが通例であるが、利用可能な海上運送書類について適切な助言を売主または買主に与えることを除いて、運送人がこの選択の手順に関与することはない。

38. そうした海上運送書類が物品の移動に対する有効性、整合性、安全性を提供することに成功した結果、国際貿易取引に係わるその他の関係者は、そのような選択された書類を、それぞれの特定のビジネス・ニーズを満たすように改変してきた。その最も顕著な例は、銀行および貿易金融業界である。

39. 船荷証券を運送契約の証憑とするために選択される場合、船荷証券は運送人と顧客の要件を満たすように作成される。そのような要件は、託送貨物、船会社、そして航路によって異なり、また時代とともに変化するため、それが船荷証券に反映されるであろう。別の目的で船荷証券を利用する第三者(銀行や所轄官庁など)はこの状況を認識する必要がある、そのような書類をそれが当初意図していたのとは別の機能のために使用し続けたいと望むのであれば、上記の変化に対応できるように自らの手続を改善する用意が求められる。

40. 第三者が、運送契約に関連する商業的な海運慣行の発展を阻止あるいは逆行させようと試みることは不合理かつ容認出来ない事であり、そのようないかなる企ても国際貿易取引の効果的遂行を大きく損なう恐れがある。

勧告第12号(b)

41. 運送人(およびその代理人)に対する勧告：利用可能な各種の海上運送書類の利点と欠点について顧客に助言した上で、その要求に応じて海上貨物運送状または船荷証券のいずれかを提供する、という確立された商慣行を継続しながら、船荷証券の不必要な使用を控えるように促すこと。

業務要件 — 代金決済と荷為替信用状

42. 荷為替信用状は、一般に、支払いを受ける安全確実な方法を提供するものと見なされており、国際貿易取引の約15%がこの決済方法を使用している。荷為替信用状の利用は、通常、売主と買主がまだ確固とした信頼できる商取引関係を構築していないとき、あるいはサプライチェーンや代金決済サイクルが不安定である場合に生じる。しかし、これも決して絶対確実な手段ではなく、取引当事者にとって高いコストがかかる。
43. 売主と買主は、この複雑さとコストを避けたいと考える場合は、他の決済方法、たとえば、前払い (Payment in Advance)、荷為替取立 (Documentary Collection)、オープンアカウント (Open Account) 決済などを検討することができる。

業務要件 — 貿易金融の契約

44. ほとんど例外なく、銀行(またはその他の金融機関や関係機関)が提供する貿易金融の契約は、利用可能な最も安全確実な決済方法として、また国際貿易取引における金融機関の利益を保護する方法として、荷為替信用状の使用を要求している。これが特に妥当するのは、銀行が貿易取引の資金を提供しながら、直接的な形態の金融担保を保持していない場合である。
45. 荷為替信用状の条項は、個々の関係者のビジネス要件を満たすことを目的としている。特に、次のような関係者のニーズである。
- 売主: 物品に対する支配権を手放す前に代金を確保したい
 - 買主: 物品に対する支配権を獲得し、物品が他の当事者に引き渡されないようにしたい
 - 銀行: 代金決済に関する分離された自主的な確約の一環としてのみ書類を取り扱い、買主の弁済能力を確保したい
46. 銀行は、実際問題として、またその目的を達成するために、物品に対する支配権を必要としているが、運送契約の当事者になろうとはしない。ここで、銀行は、運送人を受益者とする幾多の保証を避けようと試みている。その結果、融資契約は、代金決済手段の実効性と、さまざまな関係者によって引き起こされる内在的リスクに対する安全保護を獲得するために、ほとんどの場合、指図証券性船荷証券を権利証券として利用することを要求することになる。
47. しかし、海上貨物運送状は、同じような形で、運送契約の記録証書を提供するためにあり、また取引される物品が国際売買契約の商業条項を満たしていることを示す記録証書の役割を果たす。このような付加的な商業上の統制手段が存在するにもかかわらず、荷為替信用状を契約条件として要求する融資契約は、商業取引当事者が利用できる海上運送書類の範囲を制限することになる。

48. 売主と買主は、国際貿易取引の資金繰りを計画するとき、荷為替信用状によって提供される付加的な保護のメリットを、電子的に処理できる指図証券性を持たず譲渡不能な海上貨物運送状を使用する費用・時間のメリットと慎重に比較考量しなければならない。
49. ここで、貿易当事者は、想定される事業上のリスクを検討する必要があるが生じるが、そのようなリスクは貿易当事者と銀行とは異なる。ほとんどの貿易当事者にとって、主要な目的はビジネスの継続性であるから、最大のリスクは貿易の流れに中断や遅延が生じることである。銀行にとってのリスクは、権利、所有権、そして資金の回収に関するリスクである。
50. その他の検討事項としては、貿易取引内での文書処理の効率性、ペーパーレス取引への移行に関する会社の方針、そして経営や流通に関する要因、たとえば、精度の高いジャストインタイムの(多くは拡張された)生産とサプライチェーンに対する中断リスクの除去などがある。

代金決済要件 — 指図証券性運送書類の使用

51. 重要なのは、国際商業会議所 (ICC) が、荷為替信用状の説明の中で、契約に指定される運送書類が指図証券性の「船荷証券」(marine bill of lading) であることをあらゆる事例で要求しているわけではなく、当事者どうしが合意するための複数の選択肢を提供している、ということである。しかし、現実には、銀行は指図証券性書類の使用を奨励しているという見解が広く行き渡っており、たとえ、指図証券の使用が売主と買主の取引パターンにとって適切ではない場合であってもそうである。銀行の慣行では、「通常の運送書類」のような総称的な用語ではなく、指図証券性船荷証券という具体的な呼称が使用されることが多いであろう。
52. このような通念を打破し、国際貿易取引に関与するすべての当事者に明確性を提供するために、銀行とその他の金融機関は、海上運送書類に対して中立的な立場を維持するべきである。
53. 売主と買主は、貿易取引に対する事業上のニーズを最適に満たすような海上運送書類を選択することが可能であるべきである。利用可能な選択肢が制限されるのは、物品が輸送中に転売されることが既知である場合、または、貿易金融の取決を保護するために、融資契約が独自の書類上の安全策として船荷証券の使用を要求している場合だけに限られるべきである。
54. 万国海法会 (CMI: Comité Maritime International) の「海上貨物運送状に関するCMI統一規則」に従って発行された海上貨物運送状は、銀行、保険会社、その他の金融機関による引き受け条件を満たしていると見なされるべきである。「本貨物運送状は海上貨物運送状に関するCMI統一規則に従って発行される」と記載している海上貨物運送状は、当該文書が指図証券性船荷証券である場合と同じく、ハーグ・ルールとハーグ・ヴィスビー・ルールに訴える権利をすべての関係者に付与するものである。

勧告第12号(c)

55. 銀行、保険業者、その他の金融機関に対して：可能な限り、また荷為替信用状の発行およびその他の決済手段に関して実行可能である限り、船荷証券の代わりに指図証券性を持たず譲渡不能な海上貨物運送状の利点を正しく認識し、その利用を奨励すること。

政府の要件 — 指図証券性海上運送書類

56. 政府は、船積前検査、為替管理手続、通関などの派生的な準公的職務を遂行する目的で、流通可能な商業文書を要求してくることが多い。これは貨物の円滑かつ効率的な移動を遅延させ、港湾の混雑と引渡の遅延を助長する可能性があり、結果として、国際貿易の流れを滞らせ、経済発展と富の創出を阻害する恐れがある。
57. 公的統制を補助するために指図証券性の書類を要求することが、貿易業界による海上貨物運送状の採用を妨げてきた。行政機関が効果的かつ相応な統制を維持するために商業情報を必要とする場合は、指図証券性を持たず譲渡不能な海上運送書類が、指図証券性書類(特に、船荷証券)とまったく同等の有効性をもってデータを提供することができる。
58. 一部の国や地域では、貿易関連の政府・行政手続を遵守するために、法律によって指図証券性運送書類の提示が義務付けられている。貿易当事者(およびその貿易サービス提供者)による選択時に指図証券性を持たず譲渡不能な運送書類の排除を強いることは、より複雑な文書要件に遵守するための付加的な負担と費用を招来させる可能性がある。この障壁を除去するために、各国政府は、現在、指図証券性海上運送書類の提示を義務付けている既存の法律と規制手段を見直すべきである。

勧告第12号(d)

59. 政府に対して：海上貨物運送状(またはその他の指図証券性を持たず譲渡不能な書類)の使用をその電子的な等価物を含めて奨励および承認すること、および国内法制がそのような書類やそのデータの電子的な交換を阻止または阻害することがないように取り計らうこと。

国際サプライチェーンのセキュリティ確保

60. 世界貿易は、今やより強化されたセキュリティ環境の中で営まれている。国際サプライチェーンのセキュリティを確保するための多種多様な取り組みは、国際海上運送の一貫性を保証することを目指す各国政府と産業界による一致した協調的・連携的な努力を反映したものである。

61. より厳しいセキュリティが求められる環境下では、既定の荷受人を運送書類上に明記するように要求する動きが増している。多くの場合、指図証券性を持ち譲渡可能な運送書類上でこの要求に応えることは不可能である。なぜなら、権利証券としての本来の性質上、物品の所有権を輸送中に交換することを容易にする「指図人式」(“to order”)で作成されているためである。いかなる荷受人も指定されていない貨物は、疑義を生じ易い。荷受人を明記した海上貨物運送状やその他の指図証券性を持たず譲渡不能な運送書類を使用することは、そのような疑義を削減して、貨物が厳格なセキュリティ監視を滞りなく通過するように取り計らうことに役立つであろう。これは、貿易取引自体が指図証券性を持ち譲渡可能な書類の使用を必要としているような状況を除くすべての場合に当てはまる。

結論

62. 一定の貿易パターンや一次産品では、海上運送書類の指図証券性に対するニーズが常に存在することは明らかである。そのような要件が生じる時と場合については、国連CEFACTはそのような書類と手続を適正に使用することの意義を認め、それを支持する。しかし、多くの国際貿易は、海上貨物運送状を使用して適切に遂行することが可能である。貿易当事者は、この海上貨物運送状という選択肢を採用することを真剣に検討すべきであり、国連CEFACTは、国際サプライチェーンに関与するその他すべての関係者(貿易サービス提供者、運送人、金融業界など)が海上貨物運送状の使用を受け入れるように要請する。

63. 海上貨物運送状は、以下によって広範に認められ、さらに認知を拡大しつつある。

- 万国海法会(CMI) — 海上貨物運送状に関する統一規則
- 国際商業会議所(ICC) — 荷為替信用状統一規則(UCP)
- 英国法 — 海上物品運送法(1971年および1992年)
- 米国法 — 連邦船荷証券法(ポマリン法、1916年、および後続の修正条項)

64. 国連CEFACTは、国際サプライチェーンに関与する政府・行政機関、官公庁および管轄機関、そして民間部門の関係者すべてに対して、勧告第12号をその4つの部分とともに採用するように要請する。

付属文書

国際標準

以下に、国際貿易取引における海上運送の書類に関する側面に言及している国際標準、条約、法的文書、規範、最適施策(ベストプラクティス)を示す。

- 国連勧告第1号 — 貿易文書のための統一書式
- 国連勧告第18号 — 貿易手続に関する簡易化方策(方策4.4)
- 複合運送書類に関するUNCTAD/ICC規則(規則2.6)
- ICC — インコタームズ、貿易用語の解釈に関するICCの公式規則(最新版)
- ICC — 荷為替信用状統一規則(最新版)
- 万国海法会(CMI) — 海上貨物運送状に関する統一規則
- 国際海運会議所(ICS) — 船荷証券のICS標準書式、最終版
- 船荷証券統一規則に関する国際条約(ブリュッセル、1924年8月25日)(「ハーグ・ルール」)、およびその議定書(「ハーグ・ヴィスビー・ルール」)
- 国連海上物品運送条約(ハンブルク、1978年3月)(「ハンブルク・ルール」)
- 海上運送を伴う国際物品運送契約に関する国連条約(ロッテルダム、2008年12月11日)(「ロッテルダム・ルール」)、未発効

勧告第12号の改正案に対する日本代表団の対処方針について

6月22日に開催された第23回国連CEFACT日本委員会総会の決議を受け、第17回国連CEFACT総会の日本代表団対処方針は、関係機関等の了解を得た上で作成されました。このうち勧告第12号の改正案に関する方針は下記の通り:

勧告第12号の改正案に関する対処方針

海上輸送に係る文書の簡素化手続きに関する勧告の改正は、貿易手続きの電子化推進に向け、船荷証券(B/L)に代えて、海上貨物運送状(Seaway Bill)への利用促進を勧告するもの。

当該書式の電子化促進による事務効率化とコスト削減に資するため、我が国として本勧告を支持する、一方で各国において銀行業界等と十分な意思疎通を図り、担保性に関連して貿易金融への影響・支障が生じないよう十分な工夫を行うべき旨発言する。

上記対処方針に基づき、日本代表団は、総会第1日目の午後に行われた議題5の審議において対処方針に従い意見表明を行いました。当該勧告を發議したTBG15議長より、日本代表団の意見に対し、開発責任者として当該開発の目的と作業の経緯が補足説明された後、採決に入り、当該勧告は承認されました。

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3.1 2011年7月18日

勧告37号草案 — 署名付き電子証憑の相互運用性に関する勧告

2011年7月7～8日に行われた第17回国連CEFACT総会にて、勧告37号の草案は承認を得られずパブリックレビューに差し戻されました。再度行われるパブリックレビューの期間は2011年9月12日迄となりました。従って、公開開発手順(ODP)に則りプロジェクトチームへのご意見を募ります。又、頂いたご意見に対してはプロジェクトチームが全て回答をする予定です。決議の全文は以下の通りです。

“(決議事項11-08) 本総会は勧告37号の草案に関し、2011年9月12日迄パブリックレビュー期間を延長することを決定し、且つプロジェクトチームより回答すべく本草案に対する意見を広く一般に求めます。”

2011年9月12日は12月開催予定の国連CEFACT総会用の書類の翻訳期限ですが、勧告37号草案の修正版も本総会に提出予定です。従いまして、プロジェクトチームがこの期限に間に合わせるべく、ご意見は2011年9月2日金曜日迄にお送りください。

プロジェクトチームは頂いたご意見を討議する為、2011年9月8日午後3:00(中央ヨーロッパ時間)にオンライン会議を行う予定です。

ODPパブリックレビューでの意見提出及び勧告37号草案コア生成物へのアクセス方法は以下の通りです。

勧告37号に対し提出された意見の処理

公開開発手順(ODP)上の情報

ご意見を提出される方は下記のThe UN/CEFACTのホームページにてProjectを選択願います。勧告37号はTBG6(建築グループ)にて検討された為、Project071 "Security for XML Products"にてご覧頂けます。

<http://www1.unece.org/cefact/platform/display/TBG/Security+for+XML+documents+and+Messages>

勧告の作成作業は2006年10月に開始されました。最初の勧告文章は2008年10月に訂正されております。2010年1月12日～2月19日の間、内部でのレビューが行われました。

TBG6(建設グループ)は勧告の草案(ODP4)に対する意見を公開しました。更に、再度パブリックレビュー(ODP5)を2010年6月7日～7月8日に行い、意見を公開しました。

勧告 37 号の ODP5 での意見提出方法

勧告 37 号は 2007 年の総会にて承認された公開開発手順にて検討されました。当該パブリックレビュー (ODP step5) 規定の説明は下記 WEB のパラグラフ 51 にあります。

http://live.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/cf_plenary/plenary07/trd_R.650_R4_A1E_R1_revisedODP.pdf

個人・法人にかかわらずコメントをお送りください。宛先は fdevoret@lex-persona.com です。必要項目は以下の通りです。

- お名前
- メールアドレス
- 電話番号
- 代表団の名前 (ISO のカンリーコードがあれば一緒に)
- ご意見 (勧告の中で直接関係している部分、実際に入れ替えや追加の文章を含め変更部分を含む)

ご意見受付期間の最後にプロジェクトチームが ODP 書類の補則 1 に従い全てのご意見を纏めて公開致します。閲覧は上記プロジェクト WEB サイトと同じページにて可能です。

【ジャストプロ注記】

国連 CEFACT の定める公開開発手順は上記勧告 37 号を差し戻した第 17 回総会に於いてその改正案が承認されました。上記の公開開発手順は旧規定が定めたものですが、改正された公開開発手順に従ったパブリックレビューの手順や意見提出方法の細則がまだ規定されておらず、暫定措置として旧ルールに従って作成された WEB ページを利用してパブリックレビューの情報公開を行うものです。

3.2 2011 年 7 月 15 日

国連 CEFACT はコア構成要素ライブラリー D.11A の公開を承認致しました。
本件に関するご意見は事務局副会長 (peter.amstutz@dcma.mil) へ直接お送り願います。

3.3 2011 年 7 月 12 日

国連 CEFACT EDIFACT ディレクトリ D.11A 版は承認され、下記にて閲覧可能です。

<http://live.unece.org/tradewelcome/areas-of-work/un-centre-for-trade-facilitation-and-e-business-uncefact/outputs/standards/unedifact/directories/download.html>

3.4 2011 年 7 月 6 日

国連 CEFACT スキーマライブラリー D.10A 版は承認され、下記の WEB 上にて閲覧可能です。
監査レポートが後日報告されます。

http://www.unece.org/uncefact/xml_schemas/index.htm

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、財団法人貿易・産業協
力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第37巻 第4号 通巻第394号

・ 禁無断転載

平成23年7月29日発行 JASTPRO刊11-04

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Irade
PROcedures